

防火対象物に対する火災予防措置命令

消防機関は、消防法に基づき防火対象物（公会堂、集会場、料理店、飲食店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場、旅館、ホテル、宿泊所、寄宿舍、共同住宅、病院、老人福祉施設、有料老人ホーム、小学校、中学校、高等学校、大学、図書館、博物館、美術館、工場、作業場、事業場（官公庁、銀行、その他事務所、スポーツ施設などの施設）に対し、火災予防措置命令をだすことができます。なお、命令の概要は、次のとおりです。

1 命令できる場合

防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から、次のいずれかに認められる場合は、火災予防上必要な措置を命じることができます。

火災の予防上必要があると認める場合

火災が発生したならば、人命に危険があると認める場合

2 命令権者

消防（署）長

3 命令対象者

権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）

4 命令の内容

当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命じることができます。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りではない。

5 行政代執行

消防（署）長は、必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

6 公 示

消防（署）長は、命令をした場合においては、標識の設置、公報への掲載その他市町村長が定める方法により、その旨を公示しなければならない。

7 標識の設置

標識は、命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所に設置することができる。この場合においては、命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

8 不服の申立期間

この命令についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

9 訴えの提起

この命令又は命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取り消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から30日以内に提起しなければならない。

10 損失補償

この命令についての損失補償については、次のとおりです。

- (1) この命令を取り消す旨の判決があった場合においては、この命令によって生じた損失に対しては、時価によりこれを補償します。
- (2) 防火対象物の位置、構造又は管理の状況が消防法若しくは消防法に基づく命令又はその他の法令に違反していないときは、(1)にかかわらず、この命令によって生じた損失に対しては、時価によりこれを補償します。
- (3) (1)及び(2)の補償に要する費用は、その市町村が負担します。

11 罰 則

この命令に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。また、情状により懲役及び罰金が併科されます。